

# 平成 30 年度 介護保険料の減免申請 について



■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)

町では、第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料の減免を次の基準で実施しています。  
該当すると思われる人は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。

## 減免該当者

次の①～③の全てに該当する人

- ①所得段階別保険料が、  
第1段階年額 24,300円と決定した人  
第2段階年額 34,000円と決定した人  
第3段階年額 40,500円と決定した人  
※生活保護を受給している人は減免の対象外となります。
- ②世帯の収入（年金、仕送りなど）が、生活保護の基準以下の人

### 生活保護基準（例）

年 齢	単身世帯 (年額)	2人世帯 (年額)
65～69歳	861,540円	1,280,560円
70歳以上	811,500円	1,192,000円

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安としてお考えください。

- ③本人及び世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない人



## 減免内容

減免金額及び減免後の保険料は次の金額になります。

段 階	減免前の 保険料	減免金額	減免後の 保険料
第1段階	24,300円	13,500円	10,800円
第2段階	34,000円	13,500円	20,500円
第3段階	40,500円	13,500円	27,000円

## 申請期限

7月31日（火）まで  
（締め切り後も随時受け付けます）

## 減免申請に必要なもの

- ①印鑑  
②世帯全員の収入が証明できるもの（平成29年度中の年金支払通知など）  
※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の人は必ず添付が必要です。  
③口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）  
※代理人が申請する場合は写しでも可



# 8月から変わります

## 1 サービスにかかった費用の利用者負担の割合が変わります

ケアプランに基づいて介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用の1割から3割（平成30年8月から3割が追加）をサービス事業者に支払います。

8月から

### 3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合340万円以上または2人以上世帯の場合463万円以上の人

### 65歳以上の人

#### 2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合280万円以上または2人以上世帯の場合346万円以上の人

#### 1割負担になる人

どちらにも該当しない人

要支援・要介護認定を受けている人及び介護予防・生活支援サービスの事業対象と判断されている人には、利用者負担の割合（1割～3割）を記載した「介護保険負担割合証」（有効期限8月1日～翌年7月末）を7月中に送付します。

## 2 高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変わります

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額医療費（医療保険）を適用した後の年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときには、申請により超えた分が後から支給されます。

### 70歳未満の人がいる世帯は変更ありません

所得 基礎控除後の総所得金額など	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

### 70歳以上の世帯は8月から変更になります

平成30年7月算定分まで

医療保険の所得区分	70～74歳の人がある世帯及び後期高齢者医療制度で医療を受ける人がある世帯
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円

8月から  
変更



平成30年8月算定分から

医療保険の所得区分	70～74歳の人がある世帯及び後期高齢者医療制度で医療を受ける人がある世帯
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。  
・毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。  
・支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。